＜ご契約に関する重要事項（＋eco）＞

九州電力グループ
九電みらいエナジー
Kyuden Mirai Energy

＋eco

九電みらいエナジー株式会社とお客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・＋eco契約要綱・一般送配電事業者の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます）の定めるところによります。詳細な内容（託送約款等は除く）は、当社HP（https://www.q-mirai.co.jp）でもご確認いただけます。

適用条件	・次のすべてに該当するお客さまで、＋eco（以下「オプション」といいます。）の適用を希望され、かつ当社が承諾した場合に適用いたします。 ・適用対象契約の契約種別が次のいずれかであること 基本プラン、JALでんき、WAONプラン、ｄポイントプラン、N（ナイト）プラン ・原則として、契約容量が10キロボルトアンペア以下であること
要綱の変更	・当社は、適用期間中であっても、＋eco契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。要綱の変更を行う場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法（以下総称して「書面等」といいます。）によりお知らせいたします。 ・変更とならないその他の事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。 ・法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面等によりお客さまにお知らせすることがあります。 ・なお、お客さまは、要綱の変更に異議がある場合は、適用期間中であってもオプションを将来に向かって解約することができます。
契約の申込み	・お客さまがオプションの適用を希望される場合は、あらかじめ契約要綱について承認のうえ、当社のウェブサイトより申込みをしていただきます。
契約の成立	・契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ・この場合、当社はお客さまに契約内容を書面等によりお知らせいたします。
オプションの適用開始日	・適用開始日は、お客さまの適用開始希望日をもとに当社が決定します。
適用期間	・適用期間は、オプションの適用開始日以降、適用対象契約の契約期間満了の日までといたします。 ・適用期間に先立ってお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの適用期間を適用対象契約の契約期間の延伸と同一の期間延伸するものとし、以後もこの例によるものとします。 ・この場合、当社は、適用期間について、お客さまに書面等によりお知らせいたします。
オプション料金	・各月の電気料金は、次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、オプション料金を申し受けません。 オプション料金 ＝ 980円00銭（税込） ・なお、オプション料金は、適用対象契約によって電気料金として算定された金額と合算し、請求いたします。 ・オプションの適用開始または廃止により、オプション料金の算定期間が計量期間等の日数に満たない場合も、オプション料金は日割計算せず、前項に記載の金額を申し受けます。
環境価値の提供	・当社は、オプションの適用期間における適用対象契約における使用電力量について、非化石証書の使用により実質的に再生可能エネルギー電気としての価値および実質的にＣＯ２排出量ゼロの価値を提供いたします。 ・なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程における非化石証書をいいます。 ・当社は、この要綱にもとづく価値を付加した電気の供給にあたり、電源構成および用いる非化石証書の種類について、その計画を、当社のホームページに掲載する方法等により、あらかじめお客さまにお知らせいたします。 ・当社は、この要綱にもとづき価値を付加して供給した電気について、電源構成および用いた非化石証書の構成比率を、当社のホームページに掲載する方法等により、お客さまにお知らせいたします。

契約の廃止	・お客さまが、オプションを廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます ・オプションの適用期間満了前に、適用対象契約が終了した場合（適用対象契約からその他の適用対象契約へ変更された場合は除きます。）は、適用対象契約が消滅した日にオプションも終了するものといたします。 ・当社は、この要綱にもとづく価値の付加サービスを終了することがあります。この場合、契約終了の６か月前までにあらかじめお客さまへお知らせのうえ、オプションを終了いたします。
解約	・お客さまが適用条件を満たさない場合または、要綱に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めないときは、当社は、オプションを解約することがあります。 ・なお、この場合、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。 ・上記により当社がオプションを解約する場合は、当社が解約をお知らせした日を含む料金の算定期間の始期にオプションが消滅するものといたします。
その他	・本要綱に定めのない事項については、適用対象契約の定めによるものといたします。

《お問合わせ先》※ 停電時の一般送配電事業者の連絡先は、受付時間外でも、九電みらいエナジーＨＰにてご確認いただけます。

九電みらいエナジー株式会社
小売電気事業者登録番号　Ａ０１９３
〔営業本部〕
住所：福岡市中央区薬院3-2-23　KMGビル８階
TEL：0120- 0910-17
受付時間：月～金曜日（休日を除く）の９時～１７時
ＨＰ ：https://www.q-mirai.co.jp

□ ご契約の開始やご契約廃止、ご契約内容の変更、その他お申込みは、九電みらいエナジーのＨＰにて承っております。

□ 契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ九電みらいエナジーにお申込みいただきます。

《特定商取引法（通信販売）に基づく表記について》

（役務提供事業者について）

1	事業者名	九電みらいエナジー株式会社
2	代表者	代表取締役社長　水町　豊
3	本社所在地	〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院3-2-23 KMGビル８階 電話番号：092-981-0981（代表）
4	お問合わせ先	〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院3-2-23 KMGビル８階　営業本部 電話番号：0120-0910-17（コールセンター）

（役務の提供について）

1	役務の対価	料金プランごとに設定。電気料金単価・燃料費調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の詳細については、当社ＨＰを参照ください。
2	支払方法	原則、クレジットカード払い
3	支払期日	原則、毎月の検針日の翌日から起算して30日目の日
4	提供時期	お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
5	提供地域	北海道エリア（北海道） 東北エリア（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県及び新潟県） 関東エリア（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）） 中部エリア（愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）及び長野県） 北陸エリア（富山県、石川県、福井県（一部を除きます）及び岐阜県の一部） 関西エリア（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部及び三重県の一部） 中国エリア（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部及び愛媛県の一部） 四国エリア（徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）及び愛媛県（一部を除きます） ※ただし、上記地域であってもお住まいの地域や建物によっては、販売対象外となる場合がございます。
6	その他	○ ご契約の開始またはご契約の変更に伴い、配電設備の工事等が必要な場合は、電気供給条件および需給契約条件にもとづき工事費等をご負担いただくことがございます。 ○ 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。 ○ あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合や一般送配電事業者による接続供給の停止または電気の使用を制限した場合等は、お客さまの受けた損害についての賠償等の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除きます） ○ 電気の性質上、返品はできません。 ○ その他、上記に記載のない事項については、電気供給条件および需給契約条件を参照ください。